# 高知県健康づくり支援システム利用要綱

（目的）

第１条 この要綱は、高知県健康づくり支援システム（以下「システム」という。）の利用にあたって必要な事項を定めることを目的とする。

（登録情報利用者）

第２条　システム登録情報は、次の各号に該当する機関に提供するものとする。

(1) 県及び市町村等関係機関（消防機関を含む）

(2) 高知県内に所在する医育機関、研究機関

(3) その他、県が適当と認めるもの

２　システムを利用しようとする者は、別記様式１「高知県健康づくり支援システム利用申込書」をシステムを管理する者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

３　システムの利用を廃止しようとする者は、別記様式２「高知県健康づくり支援システム利用廃止届出書」を管理者に提出しなければならない。

（パスワードの交付等）

第３条　管理者は、前条第２項に基づく申し込みがあったときは、当該機関に対し利用者ＩＤおよびパスワード（以下「パスワード等」という。）を交付するものとし、別記様式３「高知県健康づくり支援システム利用者ＩＤ・パスワード通知書」により通知する。ただし、システム利用者として不適当と認めるときは、パスワード等を交付しないものとする。

２　管理者は、前条第３項に基づく届出があったときは、直ちにパスワード等を無効とするものとする。

３　管理者は、システム利用者として不適当と認めるときは、パスワード等を無効とすることができる。

（利用者ＩＤおよびパスワードの管理）

第４条　パスワード等の交付を受けた者は、パスワード等を厳重に管理し外部へは公開してはならない。

２　パスワード等は、他の機関等に使用させてはならない。

（システムの利用時の遵守事項）

第５条　システム登録情報の利用にあたっては、次の目的以外に使用しないこと。

(1) 行政資料

(2) 保健医療分野における学術研究

（管理者）

第６条　管理者は、高知県健康政策部保健政策課長とする。

附則　この要綱は、平成２１年３月１日から施行する。

附則　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附則　この要綱は、令和４年１２月１６日から施行する。

様式１

年　月　日

高知県健康づくり支援システム管理者　様
（高知県健康政策部保健政策課長）

組織の長

高知県健康づくり支援システム利用申込書

高知県健康づくり支援システムを利用したいので、高知県健康づくり支援システム利用要綱第２条第２項の規程により届け出ます。

| | |
|---|---|
| 所在地 | 〒 |
| 機関名 | |
| 担当部署名 | |
| 担当者職・氏名 | （ふりがな） |
| 電話番号 | |
| ＦＡＸ番号 | |
| メールアドレス | |
| 利用目的 | |

様式２

年　月　日

高知県健康づくり支援システム管理者　様
（高知県健康政策部保健政策課長）

組織の長

高知県健康づくり支援システム利用廃止届出書

高知県健康づくり支援システムの利用を廃止したいので、高知県健康づくり支援システム利用要綱第２条第３項の規程により届け出ます。

| | |
|---|---|
| 所在地 | 〒 |
| 機関名 | |
| 担当部署名 | |
| 担当者職・氏名 | （ふりがな） |
| 電話番号 | |
| ＦＡＸ番号 | |
| メールアドレス | |
| 利用廃止日 | |

様式３

年　月　日

所属の長　様

高知県健康政策部保健政策課長

高知県健康づくり支援システム利用者ＩＤ・パスワード通知書

利用者ＩＤ　：
パスワード　：

※ 利用者ＩＤ・パスワードは十分な注意を持って管理し、漏洩しないよう取り扱ってください。